平成３０年（フ）第１５６４号
大阪市東成区大今里南３丁目11番17号　ハイツマスダ　302号
債務者　木村　桂子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６１８号
大阪府守口市大日町２丁目28番16号
債務者　芳浦　久子（旧姓管野）
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８９８号
大阪府枚方市伊加賀南町10番１―410号
債務者　ＩＮＯＲＩヒーリングショップこと　吉田　睦美
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９０９号
大阪市旭区今市１丁目14番５号　グレイスフルハイム大和　302
債務者　玉城　清照
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９１０号
大阪市旭区今市１丁目14番５号　グレイスフルハイム大和　302
債務者　玉城美智子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９５４号
大阪市東淀川区豊里１丁目５番９号　早岡ハイツ　303号
債務者　前田　和子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５７号
岐阜市則武249番地２
債務者　濱崎　裕司
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで　岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４７号
青森県八戸市下長２丁目10番13号　第二河原木ニューハイツ201号、前住所青森県八戸市下長２丁目10番13号　第１河原木ニューハイツ105号
債務者　藤田世志子（旧姓山地）
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第２６０号
仙台市太白区郡山８丁目２番３号
債務者　佐藤　　荘
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５７号
茨城県石岡市石岡2378番地１　フェリーチェレナールⅡ201
債務者　柴　　俊輔
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１４４号
岐阜市元宮町３丁目４番地２
債務者　渡邊　尚子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４７４号
名古屋市中区千代田５丁目22番12号　レジデンシア鶴舞６Ｄ号、従前の住所福岡市南区大楠１―13―30―102
債務者　部原　　匠
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４８４号
名古屋市東区前浪町４番３―204号（市営前浪荘）
債務者　服部真由子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５５１号
名古屋市中村区烏森町１丁目22番地　アロマハイツ１Ｃ号
債務者　佐野　慶子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５６６号
名古屋市東区徳川町1904番地　シャロームＫ302号
債務者　佐々木陽子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２９７号
神戸市垂水区五色山１丁目４番27号　藤田ハイツ302号
債務者　谷本　早月
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部